

北広島市 成年後見センター



高齢者や障がいのある方が自分らしく安心して暮らしていくために
成年後見制度の利用をお手伝いします。

社会福祉法人 北広島市社会福祉協議会

▶ 目 次

1. 成年後見制度とは？	3
2. 法定後見制度について	4
3. 任意後見制度について	6
4. 日常生活自立支援事業について	10
5. 北広島市成年後見センターについて	12
6. よくある質問	13
7. 公正証書遺言について	15
8. お問い合わせ	17



▶ 1. 成年後見制度とは？

離れて住む
親がいます

親の認知症が進行しているため、高齢者施設への入居を考えています。親の家を売却して、施設の入所費用に充てようと思っています。



一人暮らしの
母がいます



最近、母の認知症が進んでいるようです。また、セールスマンなどが頻繁に出入りしているようで心配です。

障がいのある
子がいます



障がいのある子どもがいます。先の話ですが、わたしが亡くなった後の子どもの生活が心配です。

夫婦二人で
暮らしています



子どもがいないため、いざという時の財産管理が心配です。信頼できる人に財産管理を依頼したいです。

その悩み、成年後見制度で解決できるかもしれません！

成年後見制度とは、認知症や、知的障がい、精神障がいにより、判断能力が十分でなくなっても、様々な手続きや契約をするときに、不利な内容にならないように支援し、ご本人の権利や財産、生活を守る制度です。

成年後見制度は大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

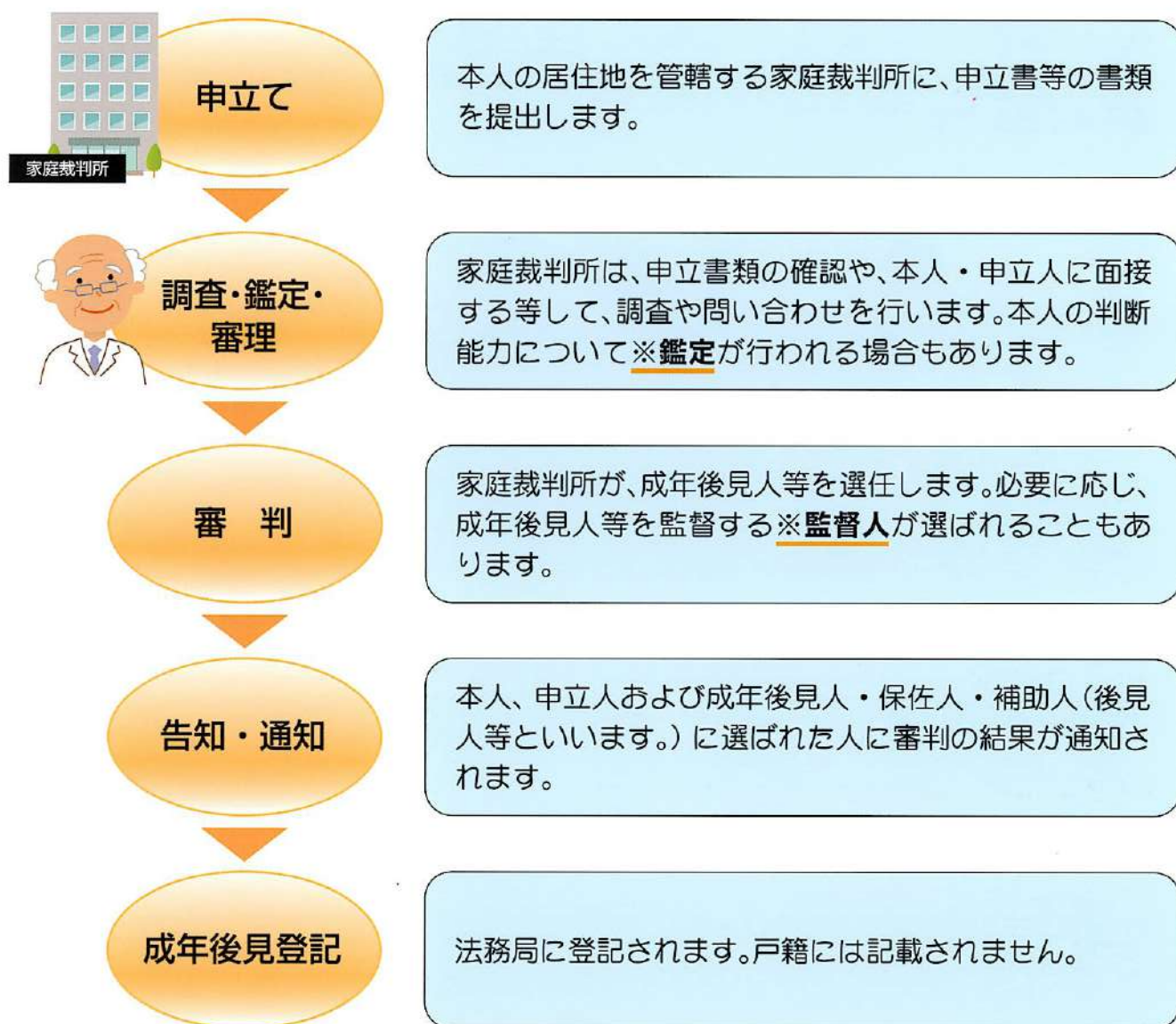
▶ 2. 法定後見制度について

- 本人の判断能力が既に低下している場合に、**※本人または配偶者・四親等内の親族等8ページ参照**の申立によって家庭裁判所が、適任と認める人を本人の支援者に選任する制度です。
- 法定後見制度は三種類あり、どれに該当するかは本人の判断能力に応じて決まります。


	 後見類型	 保佐類型	 補助類型
対象となる人	<ul style="list-style-type: none"> • 判断能力がほとんどない • 常に介護が必要な状態 • 財産に関する判断が出来ない 	<ul style="list-style-type: none"> • 常に援助が必要 • 日常生活は可能だが重要な財産行為は出来ない 	<ul style="list-style-type: none"> • 援助が必要な場合もある • 日常生活、財産行為ともに可能だが不安がある
成年後見人等の権限	財産管理についての全般的な ※代理権、取消権(日常生活に関する行為を除く)	特定の事項(借金、相続の放棄や承認、増改築など)についての※同意権、取消権 申立てにより上記の事項以外についての※同意権、取消権(日常生活に関する行為を除く)特定の法律行為についての※代理権	申立てにより特定の事項(借金、相続の放棄、承認、増改築など)の一部についての※同意権、取消権 特定の法律行為についての※代理権

※同意権	本人が重要な法律行為を行う際にその内容が不利益ではないか検討し、問題がない場合に同意する権限
※取消権	本人が行った不利益な行為を取り消す権限
※代理権	本人に代わって(本人を代理して)特定の法律行為を行う権限

利用手続きの流れ



※鑑定とは	本人の判断能力や障がいの程度を正確に判断する必要がある時は、家庭裁判所は医師による鑑定を行います。 (鑑定が行われる場合は申立費用以外に鑑定料が必要となります。)
※監督人とは	被後見人が多くの財産を所有している場合や遺産分割協議の必要がある時など成年後見人だけでは適切な後見事務の遂行が難しいと家庭裁判所が判断した時、司法書士や弁護士等を後見監督人に選任することがあります。

 申立にかかる費用は、申立人が負担します。

▶ 3. 任意後見制度について

- ・本人に判断能力があるうちに将来の判断能力の低下に備えるため、任意後見受任者（本人と任意後見契約を結んだ人）に対し、自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証役場において公証人が作成する公正証書で結んでおく制度です。
- ・その後、判断能力が低下した後に、任意後見受任者や親族等が申立を行い、家庭裁判所が任意後見監督人を選任します。
- ・任意後見監督人の選任がされることで任意後見監督人の監督のもと、任意後見人は本人の意思を尊重しながら適切な保護や支援を行うことが可能になります。

任意後見制度の組み合わせ

- ・判断能力はあっても身体的能力の衰えから自分のことが出来なくなっていくことが多いため、判断能力が低下してから発効する任意後見契約だけでなく、委任契約を結ぶとより安心です。

任意後見契約と一緒に結ぶことが多い委任契約

見守り契約

支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活および健康状態を把握する契約です。任意後見が始まると見守り契約は終了します。

財産管理委任契約

自分の財産の管理やその他の生活上の事務について、代理権を与える人を選び、具体的な管理内容を決めて委任します。契約内容は、当事者の合意により自由に決めることができます。

死後事務委任契約

本人の死後に発生する病院の清算や、葬儀等の事務（死後事務）により第三者に委任できます。※任意後見人や後見人等の職務は本人の死亡により終了するので、原則死後事務は行いません。

- ・任意後見制度は、判断能力があるうちに契約を結ぶものなので、法定後見制度とは手続きの流れが変わります。

手続きの流れ

任意後見 契約の準備



将来どのように暮らしたいかをしっかり考えます。次に任意後見人になってくれる人を選びます。身近な親族や友人でも構いません。慎重に考えることが大切です。任意後見人になる人と、どのようなことを依頼するのか、具体的な内容や報酬を確認します。

任意後見 契約・登記



任意後見人になる人と一緒に公証役場に行き、公正証書により、任意後見契約を結びます。(病気等により公証役場に出向くことができない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です。) 公正証書の内容は公証人からの依頼により、東京法務局に登録されます。

～本人の判断能力が低下してきた場合～

開始の手続き 任意後見監督人選任の 申立て



任意後見 監督人の選任

本人、配偶者、四親等内の親族等(8ページ参照)、任意後見受任者が家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てを行います。(任意後見受任者は本人が元気なうちから定期的に訪問を行うなど、判断能力の低下に応じて、確実に申立てができる体制を整えておくことが大切です。)

任意後見監督人が選任されると、任意後見が開始されます。

〈北広島市に近い公証役場は次の二か所です〉

札幌大通公証役場

札幌市中央区大通西4丁目1番地 道銀ビル10F

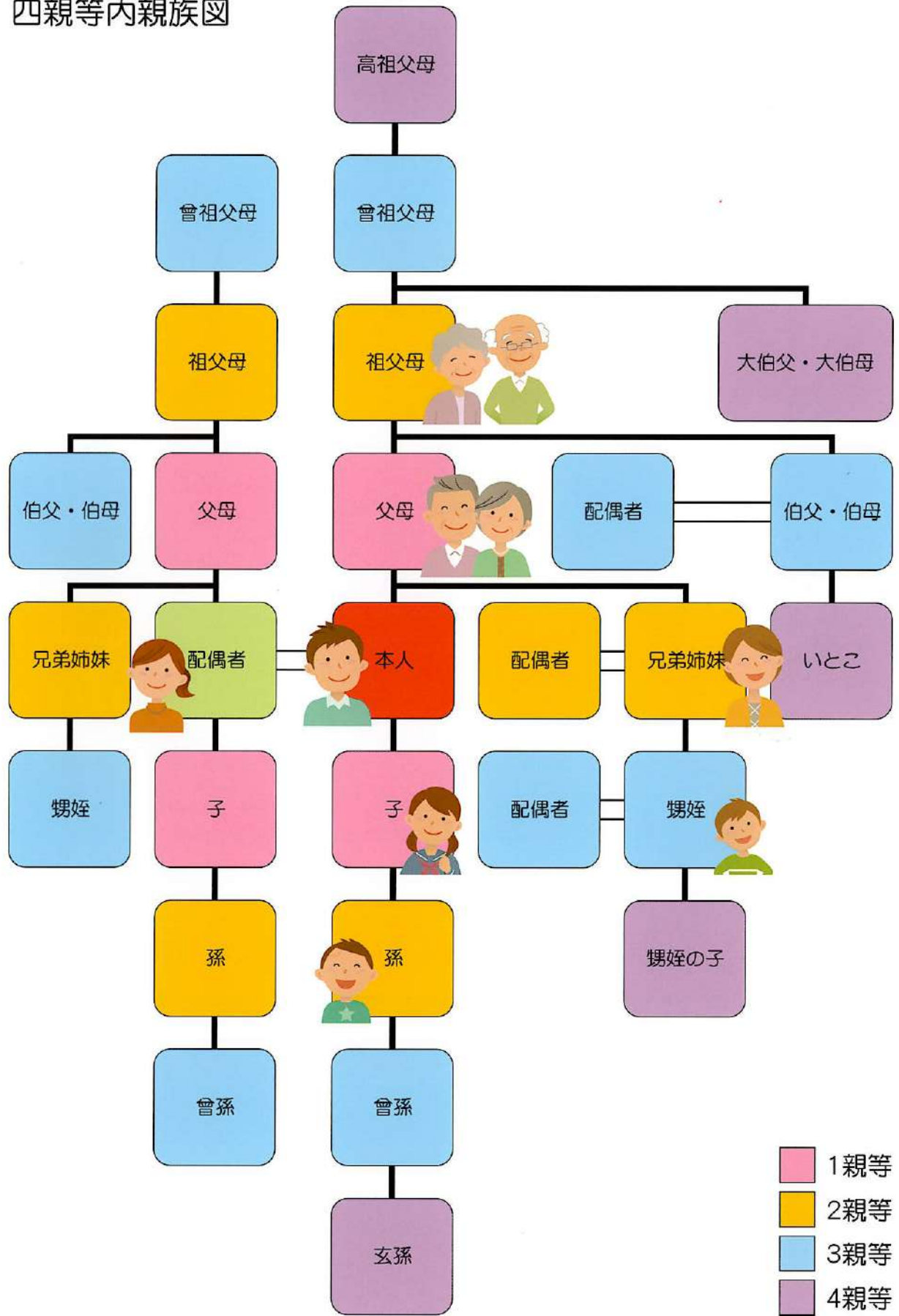
011-241-4267

札幌中公証役場

札幌市中央区大通西11丁目4-63
登記センタービル5F

011-271-4977

四親等内親族図



- 1親等
- 2親等
- 3親等
- 4親等

成年後見人等ができること・できないこと

成年後見人等は「身上保護」と「財産管理」を行います。

成年後見人等ができること

身上保護とは

本人が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、後見人等が定期的に訪問等を行いながら本人の生活状況を把握し必要な対応を行います。

例えば、

- ・ 医療機関への入退院、施設入退所手続きやケアの状況把握
- ・ 必要な介護サービスや福祉サービス等の手続き
- ・ 教育やリハビリの手続き
- ・ 住宅に関する手続き

等があります。



財産管理とは

預貯金などの金銭管理、動産不動産の適切な管理等を本人に代わり行います。具体的には、預貯金の管理や税金、公共料金の支払やローン等の返済、必要に応じて不動産等の売買や賃貸契約、遺産の分割協議や相続の手続きを行う等があります。

成年後見人等ができないこと

- ・ 日用品の購入、その他日常生活に関する行為
- ・ 毎日の買い物や身体介護等
- ・ 賃貸契約の連帯保証人や入院、施設入所の際の身元保証人、身元引受人等
- ・ 治療や手術、臓器提供についての同意
- ・ 遺言や養子縁組、子の認知、結婚、離婚等の意思表示



▶ 4. 日常生活自立支援事業について

日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用の手続きや、生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いします。

- ・福祉サービスなどの手続きが分からない
- ・金銭管理がうまくできず、家計のやりくりが苦手



サービス内容

○福祉サービス利用援助（基本事業）

- ・福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
- ・利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い

○日常的金銭管理サービス

- ・公共料金の支払や年金受領の確認、預金から生活費を払戻す等、日常的なお金の管理のお手伝い

○書類等の預かりサービス

- ・定期預金通帳や年金証書等、無くしては困る大切な書類の預かり（保管は金融機関の貸金庫を利用します）

ご利用いただける方

高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方です。

費用はどのくらい

1回(1時間程度)の利用で、利用料金1,200円と生活支援員の交通費実費をいただきます。
※生活保護を受けている方は、公費で補助されるので無料です。

本人と専門員と生活支援員の関係性



成年後見制度と日常生活自立支援事業の違い



	成年後見制度	日常生活自立支援事業
対 象	判断能力の低下した方	判断能力の不十分な方 (契約できる程度)
援助者	成年後見人、保佐人、補助人、 任意後見人	社会福祉協議会 (専門員、生活支援員)
申込手続き	本人等一定の申立権者(8ページ 参照)が家庭裁判所へ申立 (市町村長含む)	本人・関係者等が市町村 社会福祉協議会へ申込み (相談機関を含む)
申込時の費用	申立者が負担	無料
利用時の負担	本人の収入に応じた負担 (家庭裁判所が決定)	1回(1時間程度)の利用で、 利用料金1,200円と 生活支援員の交通費実費 ※生活保護世帯は無料
代理権	あり (保佐、補助の場合、申立が必要) 《身上保護及び財産管理に 関する契約等の法律行為》	なし

▶ 5. 北広島市成年後見センターについて

相談支援

- 判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとの相談に応じます。
- 成年後見制度の利用が必要か一緒に考えます。
- 成年後見制度の利用のみで解決が難しい困りごとは適切な専門機関等へ丁寧におつなぎします。

申立て手続きのアドバイス

- 成年後見に関わる申立て書類作成のアドバイスや必要に応じて家庭裁判所への申立て等に同行します。（同行する場合、交通費実費を負担して頂きます）

成年後見制度の普及啓発や講座の実施

- 成年後見制度を学びたいという市民の方々や、高齢者や障がいのある方に携わる職員の皆様に向けて、成年後見制度に関する講演会や講座を開催し、成年後見制度への正しい理解の普及と利用の促進を図ります。

市民後見人の養成

市民後見人とは？ 成年後見制度を活用しながら生活している方に、地域の身近な立場で支援するのが市民後見人です。

～養成から活動まで～

- ①市民後見人養成講座の受講
 - ・講座の開催は不定期です。社協ホームページや市の広報等でご確認ください。
- ②活動意思の確認
 - ・活動可能な曜日、時間および地区等を確認します。
- ③活動内容
 - ・成年後見制度の普及啓発への協力
 - ・法人後見業務を補助する後見支援員等
 - ・日常生活自立支援事業の生活支援員
- ④その他
 - ・受講料は無料です。



▶ 6. よくある質問



どのような人が後見人になりますか？

➡ 本人にどのような保護や支援が必要かを判断して、家庭裁判所が後見人等を選任します。後見人等には親族のほか、弁護士や司法書士等の法律の専門家をはじめ、福祉の専門職である社会福祉士等が選任されることもあります。また、社会福祉法人等の法人が後見人等に選任されることもあります。



北広島市社会福祉協議会も法人後見業務を行っています。



後見人等は途中でやめることができますか？

➡ 「本人の死亡」または「本人の判断能力が完全に回復」しない限り続きます。遺産分割、不動産売買等の当初の目的を達成しても、後見人等の職務は終わりません。

※後見人等が病気等で職務を継続することができなくなった場合は、後見人等の辞任及び選任の申立てをしてもらい、新たな後見人等を選ぶこととなります。



申立費用は誰が払うの？

➡ 後見開始の申立てにかかった費用は原則、申立人の負担となります。また、後見開始の審判後に本人の財産から支出することはできません。



後見開始の申立てを途中でやめられますか？



後見開始の申立ては、申立人の判断で自由に取り下げることができません。家庭裁判所の許可が必要になります。

例えば、申立書に記載した候補者が後見人等に選ばれないことを理由とする取下げは認められません。



被後見人(後見を受けている人)が入院しているのですが、見舞いに訪れる親族の交通費や食事代を後見人が本人のお金から出していいですか？



後見人等は本人の財産を適切に維持し管理する義務がありますので、親族等に贈与・貸付けをすることは認められません。

また、後見人等や親族が賛成しても、家庭裁判所の監督によって本人財産の支出が認められない場合もあり、家庭裁判所の指示には必ず従っていただきます。

後見人が支出できない例として…

- ・ 本人と同居していることを理由とする後見人名義のローン返済
- ・ 退院の見込みがないにもかかわらず、引き取りを理由にした本人や後見人の自宅の改築・改装費用
- ・ 自動車の購入
- ・ 金銭の貸付、後援会の入会金
- ・ 後見人又は親族への贈与
- ・ 本人が経営している会社の負債の返済…等



▶ 7. 公正証書遺言について

- ・遺言書とは、自分の最後の意思を伝えるものであり、自分の大切な財産を死後、最も有効・有意義に活用してもらうためにあります。
また、相続に関する親族の争いを防止することもできます。

遺言書の種類

- ・遺言書には種類があります。

公正証書遺言	遺言者が法に定められた手続きに従い、公証人に対して遺言内容を伝え、これを公証人が遺言書に落とし込み、作成する方式。
自筆証書遺言	遺言者が作成年月日、氏名、遺言の内容を自署(パソコン不可)で記入し、自身の印鑑を押印する方式。
秘密証書遺言	遺言者が遺言内容(自署である必要はない)に署名、押印し、遺言書を封筒に入れて封じ、封印に押印したものと同一印章をしたうえ、公証人にこれを提示して所定の処理をしてもらう方式。

公正証書遺言の特徴

メリットは…

- ・原本が必ず公証役場に保管されているため、紛失、破棄、改ざん等の心配がない。
- ・遺言者が公証役場に出向けないときは自宅や病院等に公証人が出張して遺言書を作成することが可能です。(出張料金がかかります。)
- ・法律実務に携わってきた裁判官、検察官等の法律の専門家が公証人であり、その公証人と相談や助言を受けながら遺言書を作成できるため、間違いのない遺言書を作成することができます。
- ・家庭裁判所の(※)検認が不要なので、相続開始後速やかに遺言の内容を実現することができます。

※検認…家庭裁判所が遺言書の存在と内容を確認し、偽造と変造を防止するための手続きです。遺言の有効・無効を判断するものではありません。

デメリットは…

- ・自筆証書遺言書と比較すると、費用が掛かります。

公正証書遺言の作成手数料

目的財産の価格	手数料の額
100万円まで	5,000円
200万円まで	7,000円
500万円まで	11,000円
1,000万円まで	17,000円
3,000万円まで	23,000円
5,000万円まで	29,000円
1億円まで	43,000円

上記を超えるときは超過額5,000万円までごとに次の金額が加算されます。

3億円まで 13,000円

10億円まで 11,000円

10億円を超えるもの 8,000円

作成時に必要なもの

- ・遺言者の実印、印鑑登録証明書
- ・遺言者と相続人との続柄を表す戸籍謄本
- ・土地、建物等の登記簿謄本、固定資産税納付通知書
- ・通帳のコピー
- ・遺言内容について
(例)財産の処理、遺言執行者の指定、葬式の方法 等

※事案に応じ、他にも資料が必要となる場合もあります。



▶ 8. お問い合わせ

北広島市成年後見センター（北広島市社会福祉協議会内）
北広島市栄町1丁目5-2 北広島エルフィンビル2F

電話：011-378-4285

（受付時間午前8時45分～午後5時15分）

※土曜日・日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日を除く



このパンフレットは「北海道社会福祉総合基金」の助成により作成しています。